

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

静岡県知事
(河川砂防管理課)

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第22第1項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を次のとおり指定する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

二級河川都田川水系都田川の河川区域内で、別図1-1から1-5に示す区域。

(2) 指定年月日

平成25年9月30日

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設
船舶係留施設

(2) 許可方針

占有の許可を受けることができる施設は、以下の条件を満たすものとする。

ア 治水上又は利水上支障を生じないものであること

イ 利用者等の安全に十分配慮したものであること

ウ 都市・地域再生等利用区域及びその周辺の河川環境に配慮したものであること

3 都市・地域再生等占用主体

(1) 浜名湖SA棧橋（別図1-2）

浜名湖地域における交通結節点を活用した減災・地域振興協議会（準則第22第4項第1号）

(2) 館山寺内浦湾の棧橋①（別図1-3）

浜名漁業協同組合（準則第22第4項第2号）

(3) 館山寺内浦湾の棧橋②（別図1-4）

特定非営利活動法人浜名湖館山寺温泉観光街づくり協議会（準則第22第4項第1号）

(4) 新居弁天の棧橋（別図1-5）

湖西市（準則第22第4項第1号）